

【令和 6 年度】

山形県雇用対策協定
に基づく事業計画

【 山形県・山形労働局 】

この事業計画は、「山形県雇用対策協定」第2条に基づき、山形県及び山形労働局が、それぞれの強みを發揮し、一体となって雇用対策を推進する具体的な取組み、実施方法及び数値目標を定めるものである。

令和6年度 山形県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、リ・スキリングと労働移動の円滑化の推進	1
2 人材確保対策・地方創生の推進等	4
3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施	9
4 若者の活躍推進	11
5 障がい者等の活躍推進	14
6 女性・高年齢者の活躍推進	16
7 重層的なセーフティネットの構築	20

1 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、リ・スキリングと労働移動の円滑化の推進

(1) 方針

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追い付いていない状況にある。成長と分配の好循環による、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けて、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備に一層取り組む。

あわせて、DXの進展など、産業構造が変化する中、労働者個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的、主体的に学び・学び直し、その能力を発揮できるための環境整備を図るとともに、希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要な支援を推進する。

(2) 基本業務

- 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上のための支援措置の推進・拡充
- 同一労働同一賃金など雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現
- 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進
- 成長分野の人材育成の強化
- 地域のニーズに対応した職業訓練の推進
- 外部労働市場全体としてのマッチング機能の強化
- 賃金上昇を伴う労働移動の支援

(3) 実施する業務

【共 同】

- 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を目的とした各種労働関係助成金についての積極的な周知・広報
- デジタル人材育成のための職業訓練コースの設定の促進
- 国家資格の取得を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練コースの設定の促進
- 職業訓練に係る総合的な計画の策定

- 山形労働局と県が共催での地域職業能力開発促進協議会の企画・運営
- 職業能力開発協会と連携した技能検定制度・受検料減免措置の周知・広報

【山形県】

- 「労働やまがた」（メールマガジン及びホームページ）による情報提供・広報啓発の実施
- 「山形県労働学院」（事業主・労働者向けの研修事業）による雇用環境整備の啓発
- 労働福祉団体と連携した高校生等若者向け労働ハンドブックの作成、配布・出前講座への支援
- 女性の新規就業を支援するコーディネーターの配置による職場環境改善の促進と新規就業者の受け入れ企業の開拓
- 「賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）」の活用による非正規雇用労働者の正社員化の促進
- 「賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）」の活用による非正規雇用労働者の所得向上の促進
- 県立職業能力開発4施設におけるハロートレーニング（学卒者訓練、離転職者訓練、公開講座、向上訓練）の実施
- 民間教育訓練機関への委託による離転職者訓練の実施
- 認定職業訓練施設の運営等に対する助成
- 事業主のリ・スキリングへの取組みを促進するための経営者層を対象とした意識啓発セミナーの開催
- 介護職員の更なる賃金改善を行う介護職員待遇改善補助金の交付【新規】
- 介護職員待遇改善加算の取得に向けた支援

【山形労働局】

- 「業務改善助成金」の活用による最低賃金引上げ支援
- やまがた魅力ある職場づくり協議会の開催
- 同一労働同一賃金に取組む企業の事例の周知
- パートタイム・有期雇用労働法の履行確保
- 就業経験及び地域のニーズに応じた公的職業訓練へのあっせん
- デジタル分野の公的職業訓練の推進及びハローワークによる伴走型支援
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進
- 「人材開発支援助成金」等の活用による、企業による労働者のリ・スキリング支援の強化

- キャリアアップ助成金の拡充による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進
- 「早期再就職支援等助成金」の活用促進
- ハローワークが保有する求人情報・求職情報の地方公共団体等に対するオンライン提供
- 中小企業が賃上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき政府一体となって取組む最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組みの実施
- 労働基準監督署に配置した「労働時間相談・支援班」による改正労働基準法等への対応に向けたきめ細やかな相談・支援
- 「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の活用による中小企業のテレワークの導入定着促進

《目標（指標）》

○公的職業訓練修了者の就職率

<公共職業訓練（修了3か月後の就職率）>

① 施設内訓練 82.5% ②委託訓練 75.0%

<求職者支援訓練（修了3か月後の雇用保険適用就職率）>

① 基礎コース 58.0% ②実践コース 63.0%

○公的職業訓練の修了3か月後の就職件数 739 件

○キャリアアップ助成金活用による正社員転換数 456 人

2 人材確保対策・地方創生の推進等

(1) 方針

生産年齢人口が減少する中、中小企業における人材不足が深刻なため、各分野の関係機関と連携し、事業主・求職者への支援を総合的に推進する。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された地方公共団体の「地方版総合戦略」を踏まえ、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、地方公共団体による雇用創出、人材還流や人材育成・確保等の自主的な取組みを支援する。

さらに、外国人労働者の適正な雇用管理のための環境を整備する。

(2) 基本業務

- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と人手不足分野における人材確保の促進
- 地域雇用対策の推進
- ハローワークにおけるマッチング機能充実
- U I J ターン就職及び県内就職・移住・定住の促進
- 在留資格「特定技能」をはじめ、増加する外国人材の地域における安定した就労を促進するため、多様な人材が能力を有効に発揮できる環境の整備

(3) 実施する業務

【共同】

- 福祉分野（介護・看護・保育職種）における潜在有資格者等の掘り起しや就職支援等の実施
- 山形労働局人材確保対策推進協議会における連携による支援の推進
- 福祉人材対策担当者協議会（WECやまがた）による関係機関の連携
- 事業主団体等への要請など事業主自らが行う雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の気運醸成
- 「山形県若者就職促進会議」の開催
- 首都圏での学生向け企業説明会の開催

【山形県】

- 新卒者の早期離職防止のための経営者向けセミナー及び若手社員同士の交流会の開催
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などに取り組む企業に対する本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」の実施
- 山形県介護職員サポートプログラム推進会議の開催
- 山形県保育士サポートプログラム推進会議の開催
- 「山形県ナースセンター」において、潜在看護師等の再就業の促進を図るための就業相談、斡旋事業を実施
- 保育士の再就職に向けた再就職支援コーディネーターの配置や再就職支援研修の実施
- 看護学生に対し、卒業後、県内の病院等に一定期間勤務することを免除条件とした修学資金を貸与
- 介護福祉士修学資金、介護人材再就職準備資金等の貸付による有資格者の確保
- 保育士を目指す学生への修学資金の貸付
- 県外の保育士養成施設の学生への旅費支援、就職ガイダンスの実施、県内保育施設の概要や求人情報の提供
- 介護職員初任者研修の受講に係る受講料の助成による資格取得の促進
- 若い世代等に対する介護職の専門性・魅力のPRの実施
- 保育士の仕事の魅力を中高生やその保護者へ発信するセミナーの実施
- 介護事業者による職場環境改善の取組み等を評価する介護事業者認証評価制度の運営
- 保育士が働き続けられる職場環境整備に向けた育児休業取得促進補助事業の創設【新規】
- 子育て支援員の養成や保育補助者の雇上げ経費の補助による保育士の業務負担軽減
- 県内介護施設における外国人受入促進のための介護事業者向け説明会の開催
- 外国人介護人材支援センターの設置による県内定着支援
- 介護ロボット・ICT機器導入経費補助
- 介護生産性向上総合支援センターの設置による生産性向上の支援【新規】
- 海外現地の学校との連携強化に係る介護事業所への活動経費補助【新規】
- 中学生やその保護者、教員等に対し新しい建設業の姿をアピールし、興味を持ってもらうため、先進的な建設現場の見学会等を開催【新規】
- 建設業の魅力を効果的に伝え、中学校等で活用できる出前授業コンテンツ

ツの作成を支援【新規】

- 小中学生を対象に未来の山形の建設物をテーマにした絵画コンクールの開催による建設業の魅力の P R
- 山形労働局が開催する建設雇用改善推進対策会議への参画
- オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の開催
- やまがた地方創生インターンシップ事業の実施
- やまがた暮らし・しごとサポートセンターにおける職業相談、情報提供
- 連絡先を登録した大学等進学者に対する県内企業・就職情報等の直接提供
- 山形県就職情報サイトによる県内企業・就職情報の提供
- 大学進学予定の高校生等の地域産業理解促進のための県内企業等との交流機会の創出
- 本県の将来の担い手となる若者の県内定着・回帰を図るため、県と市町村、企業の連携により奨学金の返還を支援
- 地域の実情に応じた産業人材の確保を図るため、地域ごとに、きめ細かで効果的な情報発信を実施
- 県外在住のUターン希望者に対する採用面接受験やインターンシップ、県主催合同企業説明会等参加に要する交通費助成
- 首都圏の大学等との連携による本県出身学生の県内企業への就職促進
- 「やまがた 21 人財バンク」によるマッチング支援
- 正社員として県内企業に再就職を希望する女性を対象とした就職支援の実施
- 学生と県内企業の若手社員とのトークイベントの実施
- やまがた合同企業セミナーの開催
- 製造業を中心とするものづくり分野への就業希望者向けの合同企業説明会の開催【新規】
- 「ふるさと山形移住・定住推進センター」(愛称：くらすべ山形)を中心とした移住・定住施策の一体的展開
- 首都圏U I ターンフェアの開催
- 東京圏から移住し、県内中小企業へ就業した方等への移住支援金の支給
(マッチングサイトの運営含む)
- 移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助
- 移住及び人材確保を促進する移住セミナーの開催
- 移住ひとり親家庭に対する就労に向けた支援
- 「山形県農業経営・就農支援センター」における就農希望者からの相談受付等

- 新規就農希望者に対し、研修期間中の生活費を2年間支援
- 農業法人等への雇用就農者への研修経費を4年間助成
- 農業高校の学生を対象に農業法人研修相談会を開催
- 在留外国人及び外国人の雇用を希望する企業向けの相談窓口「外国人総合相談ワンストップセンター」の運営
- 企業と外国人材とのマッチング支援等を行う「外国人材活用支援窓口」の設置・運営【新規】
- 外国人労働者の生活環境の改善に取り組む企業の支援【新規】

【山形労働局】

- 福祉人材センター、ナースセンター等の関係機関や地方公共団体と連携した潜在有資格者の掘り起こし、マッチング対策の強化
- 地方自治体等が実施する移住・定住支援と一体的な就職支援の実施
- 「介護就職デイ」の一環として福祉のしごとフェア（就職面談会）の実施
- 「人材確保・就職支援コーナー」による、医療・福祉、建設、警備、運輸等の人材不足分野に対する支援の強化
- 山形労働局人材確保対策推進協議会の企画・運営
- 建設雇用改善推進対策会議の開催
- 「地域雇用活性化推進事業」による地域雇用の創出
- 「人材開発支援助成金」や「地域雇用開発助成金」の活用促進
- 地方拠点強化税制の活用促進
- ハローワークにおけるマッチング機能の強化
- ハローワークが保有する求人情報・求職情報の地方公共団体等に対するオンライン提供（再掲）
- 「産業雇用安定助成金」を活用した在職者のスキルアップの強化、「早期再就職支援等助成金」を活用した離職者の早期再就職支援の促進
- 新規学卒者採用力向上を目的とした、企業向け「採用力アップセミナー」の実施
- 人材不足分野の魅力発信資料の活用による、求人充足支援の実施

《目標（指標）》

- | | |
|--------------------------|----------|
| ○就職情報サイトのアクセス件数（セッション） | 52,000 件 |
| ○ハローワークの紹介による就職件数（一般） | 19,370 件 |
| ○ハローワークの紹介による求人充足件数（一般） | 18,642 件 |
| ○ハローワークの紹介による人材不足分野の就職件数 | 4,326 件 |

3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

(1) 方針

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。そのため、「第2ステージ」の2年目においても、引き続き、就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の就職に関するニーズを踏まえ、正社員就職に向けた支援を実施する。

(2) 基本業務

- 就職氷河期世代のためのプラットフォーム設置、事業実施計画の実施

(3) 実施する業務

【共同】

- やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの開催、事業実施計画の策定・実施、行政支援策等の周知、事業実施計画の進捗管理
- 就職支援コーディネーターを活用した就職氷河期世代に対する職場実習受入事業所の確保
- 就職氷河期世代を対象とした実態やニーズの把握の検討
- 市町村プラットフォームとの連絡調整と情報共有

【山形県】

- 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大による就職氷河期世代への支援
- 就職氷河期世代の求職者を対象とする技能検定受験料の補助
- 「賃金向上推進事業支援金（正社員化コース・就職氷河期世代上乗せ）」による不本意非正規雇用労働者の正社員化の促進

【山形労働局】

- 就職氷河期世代を対象とする専門窓口における、チーム就職支援
- 就職氷河期世代を対象とするハローワークでの職業相談の充実
- 就職氷河期世代を対象とする待遇改善の働きかけと専門求人の確保
- 就職氷河期世代を対象とする企業説明会やミニ就職面接会の開催
- 就職氷河期世代職場実習・体験の実施
- 「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の活用
- 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大によるハローワークとの連携の強化
- 各種支援策の周知について、インターネット広告やSNS広告等を活用した広報の実施
- 経済産業省が実施する事業（地域中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業）との連携

《目標（指標）》

- ハローワークの紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代（35歳～56歳）の不安定就労者・無業者の件数

1,470件

4 若者の活躍推進

(1) 方針

新規学卒者の就職率は高水準で推移しているものの、心身の不調等により就職活動に課題を抱え、特別な配慮や支援を必要とする者が顕在化しており、若者非正規労働者等においても同様の傾向がみられることから、きめ細かな支援を行う。また、都市部への若年者の流出等により人手不足が深刻化していることから、移住支援を図るとともに県内定着・U I J ターン就職を促進する。

(2) 基本業務

- 新規学卒者の就職及び定着支援
- U I J ターン就職及び県内就職・移住・定住の促進（再掲）
- 「トータル・ジョブサポート」（一体的実施事業）の充実・強化
- フリーター等の正社員就職の支援
- ニート等の社会的・職業的自立のための支援の推進

(3) 実施する業務

【共同】

- 学生向け企業説明会及び就職面接会の開催（地元開催）
- 山形県若者就職支援センター（ジョブカフェ）による就職支援
- 大学・短大等新規卒業予定者を対象としたインターンシップの促進
- 「山形県若者就職促進会議」の開催（再掲）
- 首都圏での学生向け企業説明会の開催（再掲）
- トータル・ジョブサポート（県内4拠点）におけるワンストップ就職支援窓口の運営
- 地域若者サポートステーションによる就労支援

【山形県】

- オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の開催（再掲）
- 高等学校就職指導連絡会議の開催
- 山形労働局が開催する新卒者等人材確保推進本部会議への参画

- 山形労働局が開催する高校就職問題検討会議への参画
- やまがた地方創生インターンシップ事業の実施（再掲）
- やまがた暮らし・しごとサポートセンターにおける職業相談、情報提供（再掲）
- 連絡先を登録した大学等進学者に対する県内企業・就職情報等の直接提供（再掲）
- 山形県就職情報サイトによる県内企業・就職情報の提供（再掲）
- 県外在住のUターン希望者に対する採用面接受験やインターンシップ、県主催合同企業説明会等参加に要する交通費助成（再掲）
- 首都圏の大学等との連携による本県出身学生の県内企業への就職促進（再掲）
- 「やまがた 21 人財バンク」によるマッチング支援（再掲）
- やまがた合同企業セミナーの開催（再掲）
- 「ふるさと山形移住・定住推進センター」（愛称：くらすべ山形）を中心とした移住・定住施策の一体的展開（再掲）
- 首都圏U I ターンフェアの開催（再掲）
- 東京圏から移住し、県内中小企業へ就業した方等への移住支援金の支給（マッチングサイトの運営含む）（再掲）
- 移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助（再掲）
- 移住及び人材確保を促進する移住セミナーの開催（再掲）

【山形労働局】

- 若者雇用促進法に基づく、①新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定制度（ユースエール認定制度）等の着実な実施
- 若者雇用促進法に基づく事業主等指針の周知
- 全国ネットワークを利用した、県外の求職者に対する県内就職に係る求人情報提供、職業相談・紹介、イベント情報の発信
- 新卒者等人材確保推進本部会議の開催
- 高校就職問題検討会議の開催
- 山形県が開催する高等学校就職指導連絡会議への参画
- 地域限定正社員制度の周知
- 地域若者サポートステーション（県内 3拠点）とハローワークの連携に

- によるニート等に対する就労支援の推進
- インターンシップ受入企業情報の発信
 - フリーター及び大卒等予定未内定者を対象とした就職面談会の開催

«目標（指標）»

- トータル・ジョブサポートにおけるチーム支援者のうち、
45歳未満の若年者等の就職者数 345人
- ハローワークの紹介により就職したフリーター等のうち
正社員就職の割合 71.0%

5 障がい者等の活躍推進

(1) 方針

民間企業における障がい者の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられる予定である。このため、障がい者の計画的な雇い入れを促進するとともに、多様な障がい特性や本人の希望、能力等に応じて就労できる環境の実現を図る。

(2) 基本業務

- 障がい者等の職場定着支援の強化
- 障がい者の法定雇用率達成に向けた指導・支援の強化
- 多様な障がい特性に応じた新規就労支援の推進

(3) 実施する業務

【共同】

- 障がい者を就業と生活の両面から一体的に支援する障害者就業・生活支援センターの運営
- 障がい者雇用促進に向けた県内企業への働きかけ
- 障がい者雇用促進に向けた経済団体への要請

【山形県】

- 障がい者などの就職困難な求職者に対する職業訓練の実施
- 障がい者雇用優良事業主認定制度の実施
- 障がい者職業訓練受入企業の開拓
- 特別支援学校への就労支援コーディネーターの配置、実習・就労先の開拓のための事業所訪問の実施等による、就労希望者一人一人に応じた就労先の確保
- 法定雇用率未達成企業への訪問による障がい者雇用に対する理解促進、支援機関と相談会の開催
- 障がい者雇用の理解促進のための障がい者雇用促進セミナーの開催
- 障がい者雇用ハンドブックの作成

- 障がい者を新規雇用し、定着を図った企業への奨励金の支給【拡充】
- 女性・高齢者・障がい者雇用応援会議の設置・開催
- 自立支援協議会の開催
- 山形労働局が開催する雇用移行推進連絡会議への参画
- 発達障がい者支援施策推進委員会の開催

【山形労働局】

- 雇用分野における障がい者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る助言、指導、制度の周知等
- 障がい者の法定雇用率達成に向けた指導・及び「企業向けチーム支援」の強化
- 障害者就業・生活支援センターとの連携による職場定着の推進
- ハローワークのマッチング機能強化及び「求職者向けチーム支援」による障がい者雇用の推進
- 医療・教育・福祉・行政等関係機関との連携体制強化による就労支援の推進
- 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」（もにす認定制度）の周知、認定事業主の拡大
- 雇用移行推進連絡会議の開催
- 山形県が開催する発達障がい者支援施策推進委員会への参画
- 山形県が開催する自立支援協議会への参画
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成
- 山形県が開催する女性・高齢者・障がい者雇用応援会議への参画

《目標（指標）》

- ハローワークの紹介による障がい者の就職件数 1,034 件

6 女性・高年齢者の活躍推進

(1) 方針

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、女性や高齢者がその能力を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要であることから、男女の雇用機会の均等、仕事と家庭の両立の支援、職場におけるハラスメント防止対策、新規就業支援等により女性の活躍推進の実効性を確保する。

また、高年齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、再就職支援の強化、地域における就業機会の確保に向けた取組みを推進する。

(2) 基本業務

- 女性の新規就業・再就職支援の一層の推進
- 「マザーズジョブサポート」(一体的実施事業)の推進
- 職業能力開発の推進
- 女性活躍推進法の実効性の確保
- 職場におけるハラスメント防止対策の総合的推進
- 仕事と家庭の両立支援の推進
- ひとり親に対する就業対策の強化
- 仕事と家庭の両立支援に取組む企業への支援
- 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
- 高年齢者のマッチングによるキャリアチェンジの促進
- 高年齢者の新規就業の支援の推進
- 70歳までの就業機会確保の推進
- 地域における多様な働き手への支援

(3) 実施する業務

【共同】

- マザーズジョブサポート山形及び庄内におけるワンストップ相談窓口の運営
- マザーズジョブサポート山形及び庄内による各地域での出張相談・セミナーの開催
- 子育て中などの女性を対象とした「就職面接会」等の開催
- 子育て中などの女性を対象としたハロートレーニングの設定と受講あつ

せんから就職までの一貫した支援の実施

- 女性活躍推進法の周知・広報

【山形県】

- マザーズ・コンシェルジュ（県相談窓口）による仕事と家庭の両立に関する総合相談、保育サービス関連の情報提供、各種セミナーの開催、託児サービスの提供
- 女性・高齢者・障がい者雇用応援会議の設置・開催（再掲）
- 女性の新規就業を支援するコーディネーターの配置による職場環境改善の促進と新規就業者の受入れ企業の開拓（再掲）
- 正社員として県内企業に再就職を希望する女性を対象とした就職支援の実施（再掲）
- ハロートレーニングにおける託児付職業訓練の実施
- 職場で活躍するために必要なビジネススキルを学ぶ「やまがた女性キャリアアップセミナー」の開催
- 女性活躍支援に関する取組みの地域への展開
- 学生向けに女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての学びの場を提供し、男女共同参画の視点を持ったユースリーダーを育成
- 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）による中小企業への多様で柔軟な働き方、育児・介護休暇の充実など働き方改革の推進、誰もが働きやすい職場環境改善に向けた周知、助言
- ひとり親家庭に対する相談・支援の連携拠点「ひとり親家庭応援センター」の運営
- ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得のため養成機関に入学する場合の入学準備金の貸付、生活費・家賃・通学費の支援
- 移住ひとり親家庭に対する就労に向けた支援（再掲）
- 「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営層等の意識醸成
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などに取り組む企業に対する本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」の実施
- 各地域において企業の人事労務担当者による交流会を実施
- 高齢者を対象としたセカンドキャリア応援セミナー及びシニア向け合同企業説明会の開催
- コーディネーターによる高齢者の新規就業者の受入れ企業の開拓
- シルバー人材センター及び連合会の運営・事業に対する支援
- シルバー人材センターにおける就業時間に係る要件緩和制度の活用によ

る就業機会の拡大

- 高齢者等を介護助手として就労支援するため、介護施設等とマッチングを行い試行的受入れを実施

【山形労働局】

- 各ハローワークのマザーズコーナー等における職業相談・紹介の実施
- 山形県が開催する女性・高齢者・障がい者雇用応援会議への参画（再掲）
- 山形県が開催するやまがた女性活躍応援連携協議会への参画
- ハロートレーニングにおける育児等による時間的制約のある方向けの託児サービス支援の提供
- 出産・育児等によるブランクがある女性に対する職業訓練への誘導・あっせん
- NPO法人等の関係機関や地方公共団体と連携したひとり親に対する就職支援
- 児童扶養手当現況届提出時のハローワークの臨時相談窓口の設置（「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施）
- ひとり親家庭に対するハローワーク窓口での職業相談・紹介の実施
- ひとり親に対するハロートレーニングへの誘導・あっせん
- 女性活躍推進法に基づく労働者数301人以上の事業主を対象とした男女の賃金差異に係る情報公表の徹底及びえるぼし認定、プラチナえるぼし認定に向けた働きかけ
- 「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進
- 中小企業に対する次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援及び認定に向けた働きかけ
- 育児・介護休業法に基づく労働者数1,000人超企業を対象とした育児休業取得率公表の徹底
- 男性の育児休業取得促進、くるみん認定及びプラチナくるみん認定、トライくるみん認定に向けた働きかけ
- 職場におけるハラスメントの防止や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い等について、県等の地方公共団体と連携した未然防止に向けた効果的な周知・啓発及び迅速・厳正な行政指導の実施
- 育児・介護休業法の確実な履行確保
- 「産後パパ育休」を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の周知
- 働きながら安心して育児や介護を行える職場環境を整備するため、「両立

支援等助成金」の支給を通じた事業主の取組み支援

- 「生涯現役支援窓口」設置ハローワークによる再就職支援の実施
- シルバー人材センターによる高年齢者の就業機会提供の取組みへの支援
- 「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の活用促進
- 産業雇用安定センターが構築する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」と連携した就業促進
- 山形県が開催する女性・高齢者・障がい者雇用応援会議への参画（再掲）
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知

《目標（指標）》

○マザーズジョブサポートにおける

- ・チーム支援対象者数 580 人
- ・就職者数 370 人

○マザーズコーナーにおける支援対象者就職率

95.9%

○「やまがたイクボス同盟」加盟企業数

640 社

○「賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）」による正社員転換数

300 人

○生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率

83.4%

7 重層的なセーフティネットの構築

（1）求職者支援制度によるセーフティネットの確保

求職者支援制度が、雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、引き続き効果的な周知を図る。また、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた訓練コースの設定を図る。

（2）大量雇用調整発生時の迅速な対応

地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、求人の要請などの再就職支援を実施する。

また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

【山形労働局】

○事業の停止等によりやむを得ず労働者を解雇する場合等における労務管理に関する最低限のルールの周知徹底

（3）情報の相互共有

雇用施策の推進に資する基本データについて、相互に提供し共有するとともに、随時の要請にも対応する。